

35. NPO 法人になるとどんな税金がかかるのですか？

もし、任意団体としてすでに活動されていて、そのまま NPO 法人へ移行されるのであれば、ほとんど変わりはありません。違いがあるとすれば贈与税だけです。しかし、実際には「これまで全く税金を払っていなかったのに NPO 法人になったら課税されるようになった」という話は、よくあります。これは、任意団体の時には実態が課税当局から見えていなかったために見過ごされていたものが NPO 法人になることによって活動の内容が顕在化するからです。税金には、いろいろな税金がありますが、一応、考えておく必要がある代表的なものについて以下に述べます。

① 法人税及び事業税

法人税は国税で事業税は都道府県税ですが、いずれも法人税法に規定されている収益事業を行う場合にのみ課税されます。この「収益事業」は、NPO 法でいう「その他の事業」とは定義が違いますから気をつけてください。なお、法人税も事業税も利益に対して一定の税率で課税されるものですから、赤字であれば税額はありません。このとき、法人税が課税される場合には、法人税額に対し一定の割合の地方法人税も課税されます。また、事業税が課税される場合には、事業税額の一定割合の特別法人事業税（国税ですが都道府県に納付します）が、令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から課税されます。（令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度は、地方法人特別税）

② 法人住民税

法人住民税には都道府県民税と市町村民税があります。いずれも法人税割と均等割に分けられます。法人税割の金額は、法人税額に比例しますから法人税額がない場合は納める税額はなりません。これに対し、均等割は収益事業を行うかどうかにかかわらず、一定額（都道府県民税は約 2 万円、市町村民税は約 5 万円（自治体により異なります）、東京都の 23 区は都民税だけで 7 万円）が課税されます。ただし、ほとんどの自治体では、法人税法上の収益事業を行わない場合は申請により減免等がされることになっています。均等減免規定や非課税規定は、各自治体の税条例で規定されていますので、事前に確認して下さい。

③ 消費税

NPO 法人でも、物品の販売や、対価を得て行うサービスの提供には消費税が課税されます。基準期間（原則として前々事業年度）の課税売上が 1,000 万円を超えると消費税の課税事業者となります。平成 25 年 1 月 1 日以降開始事業年度から、当課税期間の前事業年度開始の日から 6 ヶ月間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間において課税事業者となります。前々事業年度に課税売上がなかったとしても、前々事業年度の課税売上高（受託事業、指定管理事業などのもの）の状況によっては当課税期間より課税事業者になる場合もあり、注意が必要です。なお、課税売上高に変えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。NPO 法人の場合、法人税の申告をする必要がない法人も、消費税の申告をしなければならないケースがありますので、気をつけてください。

④ 相続税・贈与税

NPO 法人が寄付や、相続財産の遺贈を受けても、原則として課税されることはありません。法人格のない任意団体であれば、同一人から1年間に110万円を越える寄付を受けた場合は、贈与税がかかります。

⑤ 印紙税

NPO 法人が発行する領収証や受取書は、たとえ収益事業に関するものであっても、金額にかかわらず印紙を貼る必要はありません。ただし、契約書については免除等の規定はないので、印紙が必要です。

⑥ 登録免許税

法人登記に関する登録免許税は免除等がされます。

⑦ その他

不動産取得税、固定資産税、自動車取得税、自動車税等は、自治体によって減免等がされることがありますから、各自治体に問い合わせてください。